

(事務手続きのフロー)

手続き先	手続きの流れ
岬町まちづくり戦略室 企画地方創生担当	・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に空き家住宅の改修又は除却を行った方  改修又は除却工事が完了した日から60日以内に申請 ・岬町空き家再生事業補助金交付申請書、添付書類提出  申請内容を審査し、交付が適当と認めるときは、交付決定通知書を、交付が適当でないと認めるときは、不交付決定通知書を申請者に通知 ・岬町空き家再生事業補助金交付決定通知書にて通知  岬町空き家再生事業補助金交付請求書提出  岬町より空き家再生事業補助金を交付